

平成20年(2008年)2月8日  
総務部財政課  
担当:黒田 和彦 鈴木 英昭  
電話:026-235-7039(直通)  
026-232-0111(内線2062)  
FAX:026-235-7475  
E-mail:zaisei@pref.nagano.jp

## 平成20年度当初予算要求概要に寄せられた ご意見・ご提言に対する見解及び対応

39件

総務部	1
衛生部	2
生活環境部	3
商工部	4
農政部	5
林務部	6
土木部	7
教育委員会	8

## 平成20年度当初予算要求概要に対するご意見・ご提言

【総務部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>市町村合併特例交付金について</p> <p>合併後のまちづくりが計画的に進むよう、「市町村合併特例交付金」の採択基準を緩和するとともに予算枠を拡大し、合併市町村の実情に合わせ、合併後の様々な行政需要に対して幅広く交付するよう要望する。 (同趣旨 他に1件)</p>	<p>(市町村課)</p> <p>市町村合併特例交付金については、合併市町村内の地域格差の是正という要件を重視してきた取扱いについて、合併を契機とした新しい市町村の地域づくりを支援できるよう観点を広げ、19年度において18年度の3倍近い額を予算化しました。 20年度予算においても、19年度を上回る額を計上しており、合併市町村のご要望を踏まえながら、引き続き最大限の支援をまいります。</p>
<p>地域発 元気づくり支援金について</p> <p>「地域発 元気づくり支援金」については、中期総合計画を確実に推進するうえからも、少しでも多くの公共的団体等の支援に資するために、前年度以上に予算枠を拡大するよう要望する。 (同趣旨 他に2件)</p>	<p>(市町村課)</p> <p>地域づくりは、市町村をはじめ、地域づくり団体や自治会などの公共的団体等の地域に根ざした創意工夫ある多種多様な取組みが有効であると認識しています。 20年度については、支援金を前年度同額(10億円)とするとともに、新たに事業の成果確認や優良事業の周知を行うなど更なる支援をまいります。</p>

## 平成20年度当初予算要求概要に対するご意見・ご提言

### 【衛生部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>医師確保等総合対策事業について (医師確保対策の充実) 自治体病院について、医師確保等の支援の充実を要望する。 また、勤務医の負担軽減を進めるため、医療職場の環境改善のための施策の充実を要望する。</p>	<p>(医療政策課) 平成20年度の医師確保対策については従来からのドクターバンクや医師研究資金などに加え、病院が行う医師が働きやすい環境整備推進の取組みへの支援や女性医師の復職支援、助産師の活用促進などを通じて、医師の負担軽減と職場環境の改善に取り組んでまいります。</p>
<p>医師確保等総合対策事業について (産科・小児科医療等の確保) 長野県地域医療対策協議会が策定した「産科・小児科医療の集約化・重点化」策の推進に必要な経費を確保してほしい。</p>	<p>(医療政策課) 産科・小児科医療体制の整備に向け、二次医療圏ごとに地域の関係者からなる検討会を開催し、地域の実情に応じた対応策を講じてまいります。</p>
<p>医師確保等総合対策事業について (産科・小児科医療等の確保) 連携強化病院の施設改修について県の補助を要望するほか、参加・小児科医師の適正配置を実現してほしい。</p>	<p>(医療政策課) 従前あった公立病院の施設・設備整備に対する国及び県の補助制度は、平成18年度の三位一体改革に伴い廃止され、施設・設備に必要な財源については市町村に税源移譲がされています。県単独での補助については、財政状況の厳しいおり、困難です。 また、連携強化病院の産科医師・小児科医師が適正配置となるよう、信州大学をはじめとした関係機関と連携してまいります。</p>
<p>医師確保等総合対策事業について (産科・小児科医療等の確保) 連携強化病院等が行う助産師外来、院内助産所開設への県の積極的指導と補助を要望する。 また、民間助産所開設費に対する補助金を創設してほしい。</p>	<p>(医療政策課) 助産師外来及び院内助産所の開設を促進するため、医師と助産師の役割分担や連携体制の検討、助産師支援研修の開催などを予定しています。 また、民間病院や公的病院に対しては施設や設備整備について補助事業を創設する予定です。 なお、公立病院への県単独の補助については財政状況の厳しいおり、困難です。</p>

## 平成20年度当初予算要求概要に対するご意見・ご提言

### 【生活環境部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団演奏会開催事業について</p> <p>記念事業との位置付けのようだが、財政難の折、この事業には反対です。限られた裕福な県民のために開催するコンサートにしか思えない。</p>	<p>(生活文化課)</p> <p>平成20年度は県民文化会館開館25周年とウィーン楽友会館との姉妹提携25周年の節目の年に当たることから、ウィーン楽友会館大ホールを本拠地として活躍するウィーン・フィルハーモニー管弦楽団による演奏会を開催し、県民の皆様の世界最高水準の音楽を鑑賞いただくものです。</p> <p>ご意見のとおり、財政的には厳しい折なので、相応の受益者負担をお願いし、また今年度まで実施してきたセミナーの開催については来年度は休止し、この事業に財源を充てるなどの工夫をしながら開催を計画しています。</p>
<p>ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団演奏会開催事業について</p> <p>県の財政難の折に、このような多額の予算を使い、長野県がウィーン・フィルの公演を計画する必要があるのか疑問である。これまで姉妹提携事業として行ってきたセミナー、演奏会、長野フィルの演奏会が中止されるが、これこそ継続して実施すべきである。</p>	<p>(生活文化課)</p> <p>同上</p> <p>なお、来年度休止するセミナーは、姉妹提携事業として長年にわたり実施し、県内の演奏家や学生の技術向上など、県内の音楽文化の向上に貢献してきたものですので、再来年度以降は実施する方向で検討してまいります。</p>

## 平成20年度当初予算要求概要に対するご意見・ご提言

### 【商工部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>地域資源製品開発支援センター事業等について 伝統産業(零細企業)に対する支援をお願いしたい。</p>	<p>(ものづくり振興課) 地域資源を活用した伝統産業に対し、地域産業活性化基金事業による新商品開発等への助成による事業化支援、地域資源製品開発支援センター事業による企画段階からの一貫支援による商品化支援、マーケティング支援センター事業による新たな販路開拓支援を行ってまいります。</p>
<p>企業誘致強化推進事業について 誘致企業に対する県の助成の緩和と推進 「ものづくり産業応援助成金」が交付対象となる企業は、生産設備の新設又は増設の投資額が10億円以上、かつ新規雇用者数が10人以上の要件となっている。中小企業がこの要件を満たすことは厳しいと思うが、緩和できないか。</p>	<p>(ビジネス誘発課) 助成金の対象となる企業の要件については、県の限られた財源や費用対効果等を考慮し、過去の企業の立地状況を参考に10億円以上の投資額で、かつ10人以上の新規雇用数としています。 事業の効果を高めるための制度改正については、今後も研究してまいります。</p>
<p>企業誘致強化推進事業について 企業誘致について 厳しい経済情勢の中で、企業進出が進まない状況であるので、企業誘致が進むよう更なるご支援をお願いしたい。</p>	<p>(ビジネス誘発課) 企業誘致は、雇用の創出、税収の確保、地域経済の活性化等に大変有効な施策であることから、市町村と連携を図りながら、引き続き積極的に取り組んでまいります。</p>

## 平成20年度当初予算要求概要に対するご意見・ご提言

### 【農政部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>農村活性化支援事業について            拡大する荒廃農地解消のための支援策の拡充に積極的な予算を計上されたい。            (同趣旨 他に1件)</p>	<p>(農村振興課)            中山間地域農業直接支払事業や遊休農地活用総合対策事業などにより、遊休農地の発生防止のための地域・集落活動や遊休農地の整備・復旧に引き続き支援してまいります。            20年度予算については、県による普及啓発資料の作成等や企業等の農業参入支援について新たに予算措置を講じ、遊休農地の解消を図ってまいります。</p>
<p>農村活性化支援事業について            観光振興とも連携した都市と農村の交流促進のための支援策の拡充に積極的な予算を計上されたい。            (同趣旨 他に1件)</p>	<p>(農村振興課)            観光部等と連携の上、都市農村交流事業等により、広域的な都市農村交流の促進や、農業・農村体験学習等を目的とした修学旅行等の受入を支援するとともに、市町村等が行う都市住民が農とふれ合う市民農園や農林漁業体験施設等の多彩な都市農村交流拠点の整備などを引き続き支援してまいります。</p>
<p>県産農産物消費拡大・販売促進事業等について            地産地消の推進、及び県産農産物の販路と消費拡大のためのマーケティング対策の拡充に積極的な予算を計上されたい。            (同趣旨 他に3件)</p>	<p>(農業政策課)            地産地消については、シンポジウムの開催などにより県民各層への浸透を図るとともに、直売所マップなどにより広く情報発信を実施してまいります。            マーケティング対策については、これまでの各種事業に加え、アンテナ売場設置事業や産地商談会などの新規事業により、消費者、生産者、卸売市場、直売所、レストラン・旅館など“多様なマーケティング対象”にアプローチし、販路と消費の拡大を図ってまいります。</p>
<p>強い園芸産地育成事業について            オリジナル品種や新品目の導入など競争力の高い園芸産地の育成のための支援策の拡充に積極的な予算を計上されたい。</p>	<p>(園芸特産課)            園芸作物については、県内農業産出額の3分の2を占める重要な部門であることから、事業内容を一部拡充し、オリジナル品種の種苗導入や施設整備などを支援することにより、競争力の高い園芸産地の育成に努めてまいります。</p>
<p>農地・水・環境保全向上対策事業について            農地・水・環境保全向上対策の推進を図るため、組織づくり等、現場の要求に応えられるよう支援の拡充のための予算を確保されたい。</p>	<p>(農村振興課)            農地・農業用水利施設などの地域資源を地域で守る体制整備と、環境にやさしい農業への取組みを一層進めるため、平成19年度に比べ予算を増額しました。</p>
<p>公共事業について            中山間総合整備事業など、事業実施中の県営事業について早期完了を図るとともに、農業用水路の更新整備や地すべり防止施設の補修等について、県営事業を導入するなど新規着手を図ること。</p>	<p>(農地整備課)            継続地区については、事業効果の早期発現を図るため、更なるコスト縮減や完了予定地区への重点配分を行ってまいります。また、新規要望地区については国庫補助事業を活用し、計画的に実施してまいります。</p>
<p>中山間地域農業直接支払事業について            中山間地域等直接支払制度を継続すること。            (同趣旨 他に1件)</p>	<p>(農村振興課)            平成20年度は、平成17年度から21年度まで実施している第2期対策の4年目に当たります。耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村の持つ多面的機能を確保するため、本制度により引き続き支援してまいります。</p>

# 平成20年度当初予算要求概要に対するご意見・ご提言

【林務部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>野生鳥獣総合管理対策事業について</p> <p>平成20年度予算において有害鳥獣対策への十分な予算措置を行なうとともに、犬による野生動物の追払い事業等、市町村が独自に取り組む対策への補助を強く要望する。</p>	<p>(森林整備課)</p> <p>野生鳥獣被害対策は、防除対策、捕獲対策、生息環境対策、ジビエ振興対策などを地域ぐるみで総合的に実施することが重要であり、今後も一層の対策が必要なことから、地域の実情に応じた支援や国庫補助金の活用を含めた事業の展開を図ってまいります。</p> <p>また、平成20年度、犬による鳥獣の追払いをはじめ、国が市町村に直接助成する鳥獣害防止総合対策事業が創設される予定です。</p>
<p>野生鳥獣総合管理対策事業について</p> <p>「第2期ニホンジカ保護管理計画」による捕獲目標頭数を達成するため、有害鳥獣捕獲の報奨単価の引き上げを要望する。</p>	<p>(森林整備課)</p> <p>ニホンジカの個体数調整については、捕獲に対する報奨金により実施している市町村の他、委託方式や出勤に対する支援など市町村の実情にあった様々な方法で行われています。</p> <p>また、捕獲を担っている狩猟者は、高齢化、減少しており、捕獲従事者の確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>このため県では、ニホンジカが市町村を越えて移動すること、また捕獲従事者の確保の観点から、報奨単価の引き上げに経費をかけるのではなく、市町村が連携し駆除班を編成するなど、広域駆除の実施及び狩猟者の確保のための経費に対し助成し、より効率的な捕獲が推進されるよう支援の充実を図ってまいります。</p>

## 平成20年度当初予算要求概要に対するご意見・ご提言

### 【土木部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>治水ダム建設事業について</p> <p>平成20年度治水ダム建設事業の事業内容に次の2項目の考慮(盛り込み)をお願いする。</p> <p>(1) . ダム建設予定地の地盤(断層)と地質の再調査  (2) . 再調査結果に関する詳細情報公開(情報提供・説明会)</p>	<p>(河川課)</p> <p>ダムは、大規模な構造物となりますので、十分な調査に基づき、その安全性について、設計から施工まで万全を期すべきと考えています。</p> <p>浅川ダム予定地周辺の地質に関しては、これまでに詳細な調査、検討を行ってきており、ダム建設に支障となる断層が存在しないことを含め、十分に状況を把握しています。</p> <p>平成20年度は、こうした地質調査結果を踏まえ、治水専用ダムを安全な構造物とするよう設計等の作業を進めてまいります。</p> <p>なお、ご意見にあった断層等に関する県の見解については、これまでに開催した浅川に関する説明会等で地域の皆様にご説明をさせていただいている他、現在、長野県ホームページ「浅川ダム予定地付近の安全性」にも掲載しています。</p>
<p>公共、県単独事業について</p> <p>道路・河川等の維持管理と安全の確保は、管理者である行政の責任であり、県民生活にとって必要不可欠であることから、県民要望に対応できるよう十分な予算措置を講じられたい。</p>	<p>(土木政策課)</p> <p>道路・河川等の公共土木施設を適正に維持していくことは、県民生活の安全を確保する上からも重要であることから、厳しい財政状況の中、道路・河川等の維持管理経費を充実しました。</p>

## 平成20年度当初予算要求概要に対するご意見・ご提言

### 【教育委員会】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>活用方法選択型教員配置事業について</p> <p>30人規模学級編制の対象を中学校まで拡大するとともに、県費負担を拡大すべき。</p>	<p>(義務教育課)</p> <p>30人規模学級編制をはじめとする「信州こまやか教育プラン」については、事業開始から5年を経過したことから、市町村教育委員会の裁量権を高め、学校現場の判断で活用方法を選択できるよう活用方法をメニュー化するなど、「活用方法選択型教員配置事業」として仕組みをリニューアルしました。</p> <p>この中で、30人規模学級(5・6学年)に係る任意協力金については、経過期間を設けた上で廃止することとしました。</p> <p>なお、県財政も非常に厳しい状況下にあることから、30人規模学級編制の中学校への拡大については困難ですが、新しい仕組みの中では、不登校生徒支援への活用もできるようにしたほか、中1ギャップ対応支援のための教員も引き続き配置してまいります。</p>
<p>高等学校再編整備事業について</p> <p>木曽青峰高校について、円滑な統合並びに教育環境の充実が図られるよう、施設整備の促進を図ること。</p>	<p>(高校教育課)</p> <p>木曽青峰高校の施設整備については、平成19年度中に新設する専門学科棟の建設工事について着手し、平成20年度末までには完成の予定であります。引き続き学校現場の要望を聞きながら、整備を進めてまいります。</p>
<p>高等学校再編整備事業について</p> <p>木曽山林高校には、色々な歴史的資料も遺されており、長野県らしい林業教育のあり方を示すような施設の活用方法を研究してほしい。</p>	<p>(高校教育課)</p> <p>平成21年度までは木曽山林高校の生徒が在学しており、施設の利活用についての検討は在校生の気持ちに配慮し、慎重に進めなければならないと考えております。</p> <p>木曽山林高校の施設のうち、木曽青峰高校として利用が見込まれない施設については、県としての利活用を検討し、県としての計画がない場合は地元自治体の意向を聞きながら、跡地活用計画を策定してまいります。</p>
<p>高等学校施設整備事業について</p> <p>白馬高校体育館について、早急な建設をお願いしたい。</p>	<p>(高校教育課)</p> <p>白馬高校の新たな体育館の建設については、現有施設の利用状況や今後の生徒数の推移などを踏まえ、引き続き検討してまいります。</p>
<p>競技力向上事業について</p> <p>国民体育大会出場選手を対象として実施している、県内外での強化合宿や他県チームとの練習試合等は、競技力を向上させるために不可欠であるため、この選手強化に係る補助事業の拡大を図ること。</p>	<p>(スポーツ課)</p> <p>国民体育大会等全国大会における本県選手の活躍は、県民に喜びや地域への誇り、自信を与えるとともに、スポーツに対する意欲や関心を高め、明るく、豊かで、活力に満ちた社会形成に寄与するものであることから、昨年に引き続き選手強化費を充実しました。</p>
<p>競技力向上事業について</p> <p>競技力向上の基盤であるジュニア選手の個性・能力を大きく伸ばすためには、各年代に応じた適切な指導を行うことが欠かせないため、小学生から高校生までの一貫指導システムを構築し、選手の育成・強化を図ること。</p>	<p>(スポーツ課)</p> <p>ジュニア選手の育成は、今後の本県競技力向上の基盤となるものであり、競技団体と連携し、ジュニア選手の発掘・育成を図る一貫指導システムの構築を進めてまいります。</p>

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>競技力向上事業について            ジュニア選手育成強化にかかるスポーツ団体の体育指導員・選手育成等の補助事業の拡充            (同趣旨 他に1件)</p>	<p>(スポーツ課)</p> <p>ジュニア選手育成強化にかかる体育指導員・選手養成等を充実していくためには、競技団体・部活動・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ等が連携を深めながらスポーツ環境を整えていくことが重要です。</p> <p>そのため、中・高・スポーツクラブを対象としたジュニア選手特別強化事業費の充実や指導経験の浅い教員、外部指導者を対象に指導者としての知識、技術の向上を図る運動部活動指導者研修事業、部活動の活性化等を促すために外部指導者を活用するスポーツエキスパート活用事業などを通し、ジュニア選手の育成強化や指導者の養成を図ってまいります。</p>